

令和4年4月1日版

回覧

# 相続登記について 登録免許税が**免税** される場合があります(※1)

適用期間が

# 延長

されました

&

適用対象が

# 拡充

されました

なくそう  
所有者不明土地！  
詳しくは  
こちら！

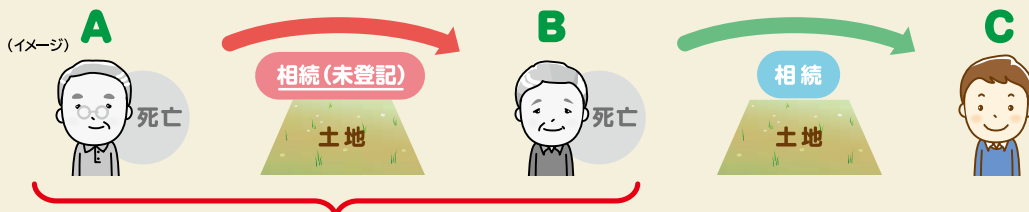


不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

免税期間はいつでも**2025年3月31日まで**

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください

## 1 相続により土地を取得した方が相続登記を しないで死亡した場合の相続登記



該当する場合は登録免許税を免税

## 2 不動産の価額が**100万円**以下の土地に係る 相続登記(※2) (相続人が受ける「所有権の保存の登記」(※3)を含みます)

該当する場合は登録免許税を免税

- 不動産の価額が引き上げられました。  
**10万円以下** → **100万円以下**
- 適用対象が **全国の土地** に拡充されました。



(イメージ)

不動産の価額が100万円以下

※1 相続特別措置法第84条の2の3に該当する場合 ※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。

※3 所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。

# 知っていますか？ 新しい相続制度

回覧

◆◆◆ 奈良地方法務局からのお知らせです◆◆◆

令和6年4月1日スタート！

## 相続登記の申請が義務化されます

- ※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります
- ※ 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

- 相続登記はお早めに！  
今なら、**相続登記の免税措置**が、拡大されています
- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トワキツネ」

新制度について、  
詳しくはコチラ！



登記手続について、  
詳しくはコチラ！



奈良司法書士会  
ホームページはコチラ！



あなたの相続手続をサポートする制度があります。裏面もぜひご覧ください。

奈良地方法務局

〒630-8301 奈良市高畑町5-5-2 番地 奈良第二地方合同庁舎 Tel (代表) 0742-23-5534

# あなたの相続手続をサポートします!

◆◆◆ 奈良地方法務局からのお知らせです ◆◆◆

## 自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を  
法務局（遺言書保管所）が守ります!

安全な保管場所  
遺言書の紛失、  
改ざんの防止

検認が不要  
家庭裁判所の  
検認不要

通知制度  
相続人等への  
保管の通知

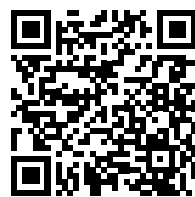
1通 3,900円  
保管申請手数料  
3,900円のみ



遺言書ほかんガル

遺言書の内容については、  
**法律の専門家への相談**をお願いします。  
遺言書保管申請の手続や書式は、  
**法務省ホームページ**をご覧ください。

詳しくは下の  
二次元コードで!



令和5年4月27日スタート!

相続手続をスムーズに!

## 相続土地国庫帰属制度

## 法定相続情報証明制度

相続した利用しない土地を  
手放す制度です!

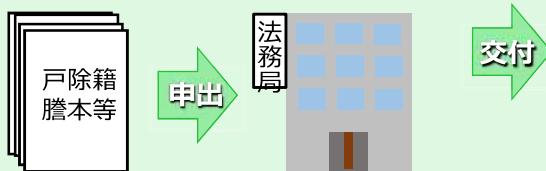
法定相続情報一覧図があれば、  
預貯金の払戻し、相続税の申告、  
相続登記など、**各種相続手続を  
同時に進められ、時間短縮**でき  
ます。

無料で  
必要枚数を  
交付

相続等によって土地の所有  
権を取得した相続人が、法  
務局で手続することで、その  
土地を手放して国庫に帰属  
させることが可能になります  
(一定の要件を満たす  
土地に限ります。)



詳しくは右の二次元コードで!



戸除籍謄本等  
を収集し、法定  
相続情報一覧  
図を作成して法  
務局へ!

法定相続情報一  
覧図を登記官が  
確認し認証



法定相続情報一覧図

詳しくは右の二次元コードで!



相続登記の申請が義務化されます。裏面もぜひご覧ください。

奈良地方法務局

〒630-8301 奈良市高畑町5-5-2番地 奈良第二地方合同庁舎 Tel (代表) 0742-23-5534